

令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業
コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務
公募型プロポーザル募集要領

1. 業務名

「令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業」
コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務委託

2. 業務概要

本県では、「ネクストハイスクール事業」において、類型1（アドバンスト・エッセンシャルワーカ―等育成）、類型2（理数系人材育成）及び類型3（多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保）の3類型による先導的な教育改革を推進している。

本業務は、本事業全体のマネジメント拠点となるコーディネーションセンターを運営するとともに、コーディネーターの募集・配置・運営支援、県実行計画及び次期交付金事業計画の策定支援、事業全体の進捗管理、成果の普及・横展開及び持続可能な運営体制の構築等を行うPMO業務である。

3. 業務仕様

別紙「令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業 コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務委託仕様書（プロポーザル用）」のとおり

4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

5. 見積限度額

52,321,500円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- （1）本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する法人又は複数の法人等で構成する共同企業体（コンソーシアム）であること。
- （2）高等学校教育、キャリア教育、探究学習、産学官連携、人材育成、地域連携その他これらに類する業務について実績を有すること。
- （3）本事業の実施期間中、県との連絡調整及び打合せに迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）募集開始の日から契約締結の日までの期間において、福島県の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団又は暴力団員

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 国税、県税及び消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

(9) 関係法令を遵守するとともに、会計関係帳簿類を適切に整備していること。

(10) コンソーシアムで応募する場合は、代表法人を定めるとともに、構成員が単独又は他のコンソーシアムの構成員として重複して応募していないこと。

(11) 教育分野又は公共分野におけるプロジェクトマネジメント業務又はこれに類する業務の履行実績を有すること。

(12) 本業務を適切に遂行するため、教育機関、大学、企業、自治体その他関係機関との連携調整を円滑に実施できる体制を有すること。

7. 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年7月24日（金）
質問受付	令和8年7月24日（金）～7月31日（金）15時まで
質問回答	令和8年8月4日（火）
参加申込期限	令和8年8月5日（水）
参加申込回答	令和8年8月7日（金）
企画提案書提出期限	令和8年8月14日（金）15時まで
書面審査（1次審査）	令和8年8月17日（月）
書面審査（1次審査）の結果通知	令和8年8月18日（火）
選定委員会（2次審査）	令和8年8月21日（金）
委託候補者決定通知・送付	令和8年8月24日（月）頃
仕様書協議	令和8年8月25日（火）～9月1日（火）
参考見積依頼 提出期限	令和8年9月2日（水）～9月7日（月）
本見積依頼 提出期限	令和8年9月9日（水）～9月14日（月）
契約	令和8年9月16日（水）以降

※ 参加者が3者程度の場合は、一次審査を省略することがある。

8. 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様

式1〕を提出すること。

ア 受付期間

「7 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「12 提出先及び問い合わせ先」の電子メールにより提出すること。なお、件名は「【質問】令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、福島県教育委員会ホームページに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に関するものと認められる場合は、当該質問者にのみ回答する。

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

「7 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「12 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、電子メール又は持参にて提出すること。電子メールで提出する場合は「【プロポーザル方式参加申込書 在中】「提案者名」とし、パスワードを付して送付すること。なお、ファイル容量は1メールあたり10MB程度までとすること。（※ パスワードzip（推奨）で圧縮の際に付与し、電話で伝えること）

提出後の書類の差替え又は再提出は、発注者が認めた場合を除き認めない。

ウ 提出書類

- ① 令和8年度「令和8年度福島県高等学校等教育改革促進事業」コーディネーションセンター運営及び事務局運営支援業務委託プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕
- ② 納税証明書（国税（その3の3））
- ③ 納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）
- ④ 会社概要〔任意様式、会社概要パンフレットでも可〕
- ⑤ 法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式3〕
- ⑦ 本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について実績を記載すること。（任意様式）

エ 結果通知

高校教育課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

9. 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

「7 実施のスケジュール」のとおり

(2) 提出方法

「12 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参又は電子メールで提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時00分～17時00分。

(3) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 企画提案書 ※1

- 企画提案書には、以下の項目について記載すること。
 - ① 実施方針
 - ② 実施する業務の内容について具体的に記載すること。
 - ③ 実施する業務に関する効果測定方法について、具体的に記載すること。
 - ④ 工程表について、事業実施にかかるスケジュールを明確に示すこと。
 - ⑤ これまでの知見や実績を生かし、コーディネーションセンターの運営、コーディネーター運営支援及び事務局運営支援について、より効果的かつ効率的な実施方策がある場合は、積極的に提案すること。
- 任意様式とする。但し、日本工業規格A4判10ページ以内（表紙除く）とする。
- なお、2次審査（ヒアリング）の際に企画提案書の内容を補足して説明するための資料として、PowerPoint資料（PDF形式）を提出することができる。この補助資料は、2次審査において使用することができるものとする。

イ 事業経費積算書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

- 配置する人員について単価及び数量を記載すること。
なお、仕様書5 「委託業務の内容」ごとに費用の内訳を記載すること。

ウ 業務実施体制書〔任意様式〕

- 主任担当者及び人員について記載すること。また、提携している他団体の人員配置がある場合は、記載すること。

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

- 提出者が上記6に定める参加資格を満たしていない場合。
- 企画提案書の経費積算額が、上記5に定める見積限度額を超える場合。
- 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
- 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無とした場合、メール送信時に受信確認を行わなかった者からの異議は受け付けない。
- 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

イ その他

- 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
- 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。
- 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。
- 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

10. 企画提案書の評価基準、審査方法

（１）評価基準

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行 能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について受注実績があるか。	10点
企画提案 内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	本事業におけるコーディネーションセンターの運営及び令和9年度以降の運営体制の構築に向けた制度設計について具体的に提案しているか。	10点
	企画提案 (企画性②)	本事業で配置する各コーディネーターの円滑な活動に向け、制度設計、募集・契約支援及び配置後の運営支援について具体的に提案しているか。	10点
	企画提案 (企画性③)	本事業事務局が実施する業務について、プロジェクトマネジメントの視点から支援するとともに、本事業の円滑な推進に必要な事務局運営体制について具体的に提案しているか。	10点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	20点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	10点
	計		100点

(2) 審査方法

ア 書面審査（１次審査）

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、２次審査対象者（上位３社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、書面審査（１次審査）を省略する場合がある。

① 書面審査（１次審査）の実施及び結果の通知 「７ 実施のスケジュール」のとおり

イ 選定委員会（２次審査）の実施

高校教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、１次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた委託候補者を選定する。

① 開催日 「７ 実施のスケジュール」のとおり

② 開催場所 福島県教育庁 西庁舎５階 教育委員室

③ 方法

- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は１５分以内で説明し、審査委員から質疑を１０分以内で行う。
- ・ 選定委員会は、公開しない。

(3) 委託候補者の決定

ア 選定委員会の審査結果に基づき、第１順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、電子メールで通知する。

ウ 第１順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表する。

11. 契約等に関する事項

(1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙令和８年度「令和８年度福島県高等学校等教育改革促進事業コーディネートセンター運営及び事務局運営支援業務委託仕様書」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(4) 契約書

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

12. 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県教育庁県立高校改革室・高校教育課（担当：細谷・桑折）

TEL：024-521-7771(7772) FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukoukaikaku@pref.fukushima.lg.jp（県立高校改革室）

k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp（高校教育課）

※ 電子メールは高校教育課・県立高校改革室の両方のメールへ送信すること。